

1 パートナーシップ分野における国・都の動き

■国の現状

- ①政策・方針決定過程への女性の参画状況について、平成29年1月時点の国会議員の女性割合は衆議院9.3%、参議院20.7%、平成28年1月時点の国家公務員本省課室長職の女性割合は4.1%である。
- ②平成28年における企業規模100人以上の民間企業の管理職に占める女性比率は9.3%である。
- ③平成28年に全国の法務局・地方方法務局及び人権擁護委員が取り扱った人権相談は、225,073件となっている。
- ④平成28年末の在留外国人数は、約238万人で、前年比6.7%増加している。
- ⑤平成29年8月末現在、特定非営利活動法人に認証されている法人数は51,723件となっている。

■国の目標

項目	目標
指導的地位に占める女性の割合	平成32年までに30%以上
25～44歳の女性就業率	平成32年に77%

<資料> 内閣府「2020年30%」の目標の実現に向けて(平成23年3月)
内閣府「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成27年12月改定)より作成

■国の取り組みの方向性

- ①第4次男女共同参画基本計画に基づき、あらゆる分野における女性の活躍、女性の安全・安心の暮らしの実現、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備を推進
- ②性自認等に関する理解の促進と社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを推進
- ③外国人材受入のあり方に関する総合的かつ具体的な検討を実施
- ④各地方公共団体に多文化共生の推進に係る指針・計画策定とそれに基づく取り組みの促進と支援
- ⑤市町村における地域住民と行政等との協働による包括的な支援体制の整備を推進

■都の現状

- ①平成24年における都内民間企業の管理職に占める女性比率は15.8%で、全国平均を上回っているが、国際的には低い状況である。
- ②平成28年4月時点における行政系職員の管理職に占める女性割合は19.3%である。
- ③平成27年に改定した「東京都人権施策推進指針」に基づき、人権啓発に係る取り組みを推進している。
- ④平成28年に「東京都多文化共生推進指針」を策定し、外国人を含む全ての人々が東京の一員として活躍できる社会の実現に向けて取り組んでいる。
- ⑤平成29年8月末現在、特定非営利活動法人に認証されている都内法人数は、9,484件となっている。

■都の目標

項目	目標
女性(うち25～44歳)の有業率の上昇	平成34年までに78%
より多くの人々が参加できる人権啓発イベントの展開	平成32年の人権啓発イベントの来場者15,000人

<資料> 東京都「都民ファーストでつくる「新しい東京」
～2020年に向けた実行プラン」(平成28年)より作成

■都の取り組みの方向性

- ①東京都女性活躍推進計画に基づき、働く場における女性の活躍、ライフ・ワーク・バランスの実現、配偶者暴力対策などの取り組みを推進
- ②人権啓発拠点の機能強化及び人権啓発イベントの開催
- ③「多様性と調和」の実現に向けた人権施策を推進
- ④「東京都多文化共生推進指針」に基づき、日本語学習支援の充実や交通機関等の多言語対応、多様な価値観を受け入れる意識の醸成
- ⑤「東京都における社会貢献活動団体との協働～協働の推進指針～」に基づき、NPO等との協働を推進

2 パートナーシップ分野におけるこれまでの区の取り組み

■基本構想における位置付け

- ・社会の動向は地域のさまざまな課題について、理解の促進と、より効果的な解決のため、その地域に暮らし働く人々一人ひとりが参画していくことが求められています。
- ・台東区は、こうした動向のもと、多様なパートナーシップの形成を促進し、それを地域の資源として活かし、区民とともに地域の経営を行っていきます。
- ・この基本目標を実現するために、高齢者や若年者など異なる世代間の協力と、社会における男女の共同参画の拡大、地域団体やNPO、企業などと行政の協働の推進など、多様なパートナーシップを促進していきます。

■台東区男女平等推進行動計画

- 【基本理念】** 誰もが自分らしく生きるための男女平等社会の実現
- 【基本目標】**
- ①あらゆる分野への男女平等参画の促進
 - ②男女平等の意識をつくる
 - ③人権尊重の視点で男女平等をすすめる
 - ④男女平等参画への社会的支援を充実する
 - ⑤プランを積極的にすすめる

■台東区協働指針

- 【目指す協働】** 伝統を尊重しながら新たなまちの創造にチャレンジする協働
- 【協働を支える3つの仕組み】**
- ①協働推進体制の整備
 - ②台東区の特長、魅力を広げる
 - ③中間支援組織の設立(確立)

■基本構想策定(平成16年)からの主な取り組み

- ①協働による地域力の向上
 - 協働を着実に推進していくため、区と区民、活動団体等との協働の基本的な考えを示した「台東区協働指針」を平成26年3月に策定
 - 公益的な活動を支援し、NPO等の様々な主体間のパイプ役として協働を進める中間支援組織「台東ボランティア・地域活動サポートセンター」を開設
 - 地域で活動するNPO団体等との協働を促進するため、協働事業提案制度を開始
- ②だれもが互いに尊重しあえる社会の構築
 - すべての人の人権が尊重される地域社会の実現に向けて人権に関する啓発事業や研修等を実施
 - 男女平等の参画社会の実現に向け条例の制定や条例に基づいた計画の策定
 - 配偶者暴力相談支援センターの設置やワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の認定制度を実施
- ③内外の都市・地域、在住外国人との交流
 - 日本語学習支援や生活情報の提供、相談を行い、在住外国人が地域社会の構成員として共生できる地域づくりを推進
 - 平成28年12月に、姉妹友好都市をはじめ全国から21の自治体が参加し、特産品や文化・観光情報を区民や来街者にPRする「ふるさとPRフェスタ」を実施
 - 平成29年7月に、姉妹友好都市をはじめ、全国各地の自治体が各地の魅力発信していく「ふるさと交流ショップ台東」を開設
 - 特別区長会では、全国各地域との信頼関係を強化し、双方が発展していくために、東京を含めた全国各地域の経済の活性化等につながる取り組みとして、平成26年より特別区全国連携プロジェクトを展開しており、「東北六魂祭」「東北絆まつり仙台」等のイベントに区が参加

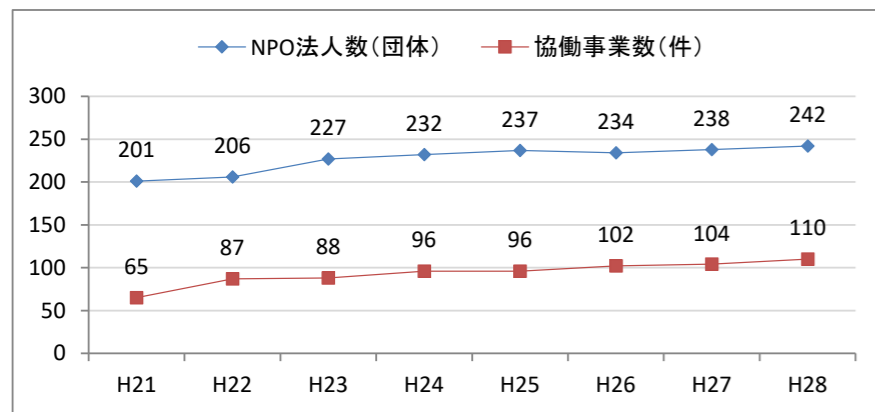
基本構想検討シート : パートナーシップ分野

3 区の現状(パートナーシップ)

■区の現状

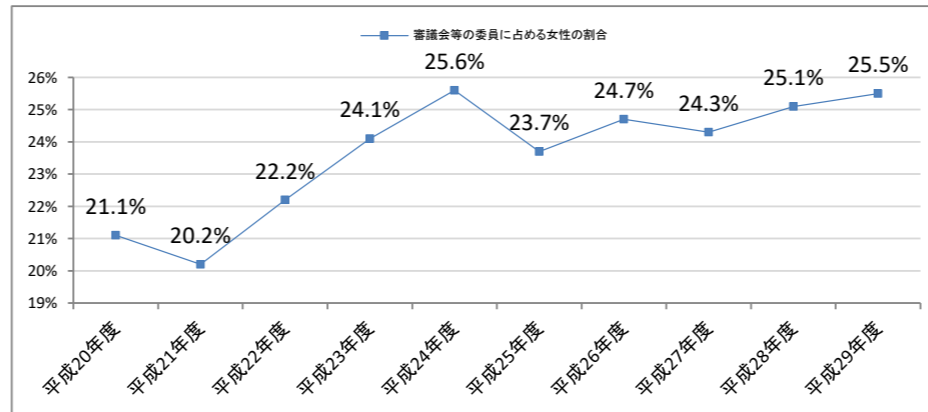
- ①平成28年度に開設した中間支援組織が、一年間で受けた相談件数は861件だった。
- ②東京都が認証している特定非営利活動法人のうち、平成29年3月時点で、台東区に主たる事務所をおいている法人は、242法人となっている。(図表1参照)
- ③平成28年度に実施した協働事業に関する庁内調査では、区がNPO法人や町会、企業などと協働している事業数は110事業となっている。(図表1参照)
- ④平成27年度の調査では、「全ての人の人権が守られているか」という設問に対して、約5割の人が守られていると回答しており、その割合は過去4回の調査で最低となっている。
- ⑤平成29年4月時点における区の審議会等の全委員1,323人のうち、女性委員は338人であり、約25.5%を占めている。(図表2参照)
- ⑥平成29年4月時点における区の全管理職90人のうち、女性管理職は12人であり、約13.3%を占めている。
- ⑦平成29年時点における区内在住外国人数は約1万4,600人と全区民の約7.5%を占めており、特別区平均や東京都平均において占める割合よりも高くなっている。(図表3参照)
- ⑧平成28年度に開催した「ふるさとPRフェスタ」には全国から21の自治体が参加した。また、平成29年7月には「ふるさと交流ショップ 台東」を千束通商店街に開設した。

【図表1】区内のNPO法人数及び協働事業数の推移



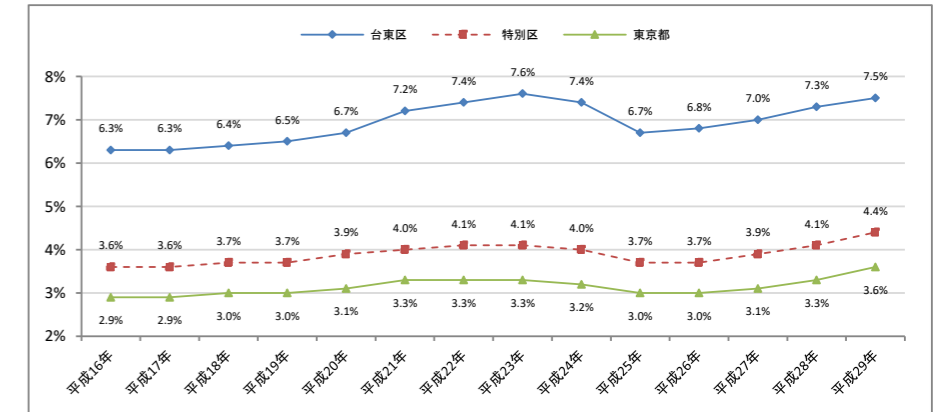
<資料> 台東区調べ

【図表2】審議会等の委員に占める女性の割合の推移



<資料> 台東区調べ

【図表3】外国人人口の割合



<資料> 台東区調べ

4 区の抱える課題

- ①区民、活動団体、事業者、行政等の多様な主体間による協働を進めるため、引き続き協働への理解と参加を促進する必要がある。
- ②人権感覚の醸成や男女(※)平等に対する啓発活動を一層強化し、すべての人の人権が尊重され多様性豊かな地域社会の実現に向けた取り組みを引き続き実施する必要がある。
※年齢に関わらず、全ての生物学的又は心理的性別のもの
- ③今後も増加が見込まれる在住外国人が地域社会の一員として協力し、生活できる仕組みづくりを推進していく必要がある。
- ④姉妹友好都市をはじめとする全国の様々な都市との交流を進めていく必要がある。

5 課題解決に向けた施策の方向性(案)

- ①協働の推進 (課題①に対応)
- ②誰もが互いに尊重しあえる社会の構築 (課題②に対応)
- ③多文化共生の推進 (課題③に対応)
- ④交流都市との共存共栄を図るための交流の推進 (課題④に対応)

6 20年後の望ましい姿

審議会での検討後、小委員会第3回で提示